

写

令和 2 年 第 5 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 2 年 5 月 2 8 日

場 所 枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

# 令和2年第5回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1日    令和2年5月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	25	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	26	農地法第3条許可申請について
4	27	農地法第5条許可申請について
5	28	農用地利用集積計画の調整について
6	29	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
7	30	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について                      日程第1号
		5. 議案上程                              日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖 園 強	農業委員
	2番	原 田 克 子	農業委員
	3番	依積田 広 昭	農業委員
	4番	眞 茅 文 男	農業委員
	5番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6番	水 野 正 子	農業委員
	7番	楠 義 文	農業委員
	8番	天 達 範 隆	農業委員
会長代理	10番	畑 野 真 人	農業委員
	11番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

9番 中 原 敬 彦 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒 水 孝 広  
主幹兼農地係長 永 江 靖 博  
農地係参事補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 開会前にお知らせします。

中原委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和2年第5回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4番眞茅文男委員、7番楠義文委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第25号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

今月の合意解約は、〇〇〇〇さんが当分の間、農業ができなくなったことに伴うもので、解約理由は全て不耕作となっています。

また、整理番号29号以降は農地中間管理事業の利用権であり、各表の3行目、右端の欄に鹿児島県地域振興公社経由と記載してあります。

利用権設定をした者の氏名を読み上げ、説明といたします。

整理番号27号、〇〇〇〇さん。

整理番号28号、〇〇〇〇さん。

整理番号29号、〇〇〇〇さん。

整理番号30号、〇〇〇〇さん。

整理番号31号、〇〇〇〇さん。

整理番号32号、〇〇〇〇さん。

整理番号33号、〇〇〇〇さん。

整理番号34号、〇〇〇〇さん。

整理番号35号、〇〇〇〇さん。

整理番号36号、〇〇〇〇さん。

整理番号37号、〇〇〇〇さん。

整理番号38号、〇〇〇〇さん。

整理番号39号, ○○○○さん。  
整理番号40号, ○○○○さん。  
整理番号41号, ○○○○さん。  
整理番号42号, ○○○○さん。  
整理番号43号, ○○○○さん。  
整理番号44号, ○○○○さん。  
整理番号45号, ○○○○さん。  
整理番号46号, ○○○○さん。  
整理番号47号, ○○○○さんです。

全体の解約面積は畑が27筆で36,847㎡, 田が11筆で2,174㎡, 計38筆39,021㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号27号から47号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号4号についてご説明申し上げます。

整理番号4号の申請地は、白沢西町○○番, 畑, 632㎡です。

譲渡人は、○○○○さん, 無職, 73歳です。

譲受人は、○○○○さん, 農業, 77歳, 白沢西町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望, 譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号4号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4号の申請地については9ページに掲載してあります。

申請地は、JR白沢駅から北東側約○○mに位置します。

整理番号4号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号4号について、俵積田正康委員お願いします。

12番（俵積田正康委員） 整理番号4号について報告いたします。

5月11日、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は、西白沢町集落に居住する、そら豆を栽培する畑作農業者で夫婦で農業に従事しております。

譲受人は、譲渡人の姉であり、譲渡人は長崎県に居住しています。

位置関係は、事務局の説明の通りです。

申請地周辺は、東側は山林、西側は畑、南側は畑、北側は市道です。

現在、譲受人が管理しています。

今後は、南側と一体になってオクラを栽培されるとのこと。

権利取得後も、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号4号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が4件です。

〔整理番号17号〕

整理番号17号の申請地は塩屋北町〇〇番〇、畑、500㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家であり、申請地に住宅を建てたる為。」とのこと。

転用目的は一般住宅です。

申請地は12ページに掲載してあります。

火之神保育園から北側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は500㎡で問題ないものと思われま。

一般住宅転用にあたり、分筆し、申請地を一般住宅として、利用されるものです。農地境界には50cmの擁壁及びブロック積みを施します。

建物は高さ4.6mの平屋であり、境界より1m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号18号〕

整理番号18号の申請地は園見本町〇〇番、畑、490㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、自営業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため自分の家を持ちたく申請するため。」とのことです。

申請地は、14ページに掲載してあります。

牧園集落研修館より南東側〇〇mの集落入り口に位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は490㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、境界には、既存ブロックに積み増します。

建物は高さは5.7mの平屋であり、農地境界より2m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号19号〕

整理番号19号の申請地は若葉町〇〇番、畑、270㎡です。

譲受人は〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん、不動産取引業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は建売住宅です。

申請事由は、「静かな住宅地であるため、申請地に建売住宅一棟を建築し、販売するため。」とのことです。

計画内容は居宅1棟の建築です。

整理番号19号の申請地は、16ページに掲載してあります。

共同斎場から南側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は270㎡で問題のないものと思われます。

建売住宅への転用にあたり、現況のまま整地をおこない、境界には、既存のブロックに積み増します。

建物は高さは3.7mの平屋であり、農地境界より1.5m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

[整理番号20号]

整理番号20号の申請地は仁田浦町〇〇番，畑，2,207 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は，「申請地に太陽光パネルを設置し，発電売電事業施設として活用するため。」とのことです。

申請地は，18，19ページに掲載してあります。

仁田浦町別府工業団地・枕崎市漁協総合加工場から西側道路向いに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり，代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は，太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は2,207 m<sup>2</sup>を太陽光パネル（324枚）49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま

す。造成については北側に40cmの切土，南側に40cmの盛土をおこないますが，境界にはフェンス及び高さ50cmの畦畔を設けます。

雨水については，南側に幅4.5m×長さ20m，深さ1mの，素掘りの調整池を設け，地下浸透させます。更に，越流が発生したものは，東側側溝へ放流します。

なお，計画の側溝から溢れる恐れがある場合は，道路の反対側にある側溝へ放流する予定です。

パネルは高さは2.2mの計画です。

なお，経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており，事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず，整理番号17号及び18号の2件について，眞茅委員をお願いします。

4番（眞茅委員） 整理番号17号について説明いたします。

5月15日に事務局の前原さん，鮫島委員と現地調査を行いました。

譲渡人は霧島市に住む非農家で，また，譲受人は市内に居住する会社員です。

立会人は，譲受人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請地は事務局の説明のとおりで，現在不耕作の農地です。

現況としましては，東側は市道，南側は農地，西側は分筆された農地，北側は住宅です。

南の農地，又，分筆された西側の農地との境には擁壁もしくはブロック積みを行うとのことです。

雨水対策としては，東側の側溝に，汚水・生活排水は，東側の下水道に排水する予定とのことです。

又，東側に道路を挟み立神前圃場管理組合という山林地目の土地がありますが，乗り入れ，又，排水管の埋没等に関しては，当組合に使用許可を得ています。

そして，分筆された農地は，境界にブロック積みするために現況の勾配からすると雨水が溜まる恐れがありますが，譲受人が，当宅地内を通して排水するとのことです。

又，残地の管理につきましても譲受人が保全管理を行うとのことです。

被害防除計画，資金調達案も示され，日照通風等にも影響ないと思われ，やむを得申請ではないかと思えます。

続きまして，整理番号18号について報告いたします。

調査員は前号と同じです。

譲渡人は，市内居住の農家で，譲受人は，市内居住の会社員です。

立会人は譲受人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請地は事務局の説明のとおりで，現在保全管理されている農地です。

現況としましては，東側は農地，西側・南側は市道，北側は，菊のハウスです。

被害防除計画としましては，乗り入れ口以外は，ブロック積みするとのことです。

又，北側はブロック積みされており，東側は当地より高いために農地への雨水の流入はありません。

排水対策としましては，雨水については南側の側溝に，汚水・生活排水は合併浄化槽により処理後南側の側溝に排水するとのことです。

敷地内雨水について，現在ブロック積みされており市道よりも30cmくらい高いために，宅地より直接市道に雨水が流出しないように，積み増し工事等を行うように指導しました。

又，北側のハウスに対しての日照通風問題が疑問視されましたが，ハウス所有者との話し合いがされており，2mほど離して建設するというので，承諾書も添付されており，又，資金調達案・被害防除計画も示されており，やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に，整理番号19号及び20号の2件について，鮫島委員お願いします。

5番（鮫島委員） 5月15日に真茅委員，事務局の前原さんと現地調査を行いました。

整理番号19号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は，建売住宅です。

19号の申請地は，事務局の説明にありましたとおり，若葉町に位置する農地で，現在，保全管理されています。

申請地の北側は宅地及び保全管理された畑，西側は保全管理された畑，東側は原野，南側は道路です。

建売住宅への転用にあたり，現況のまま整地をおこない，境界には，既存のブロックに積み増しを行い，周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

雨水については，南側道路の側溝へ放流させる計画です。

生活排水についても南側市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

建物は平屋であり，農地境界より控えて建築し，日照通風等支障を及ぼさないよう計画されています。

被害防除計画，資金調達計画も示されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

次に整理番号20号について報告いたします。

同じく5月15日に真茅委員，俵積田正康推進委員，事務局の前原さんと現地調査を行いました

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は太陽光発電施設です。

20号の申請地は，事務局の説明にありましたとおり，仁田浦町に位置する農地で，現在，不耕作の畑です。

申請地の東側は道路，その他周囲は山林です。

北側に40cmの切土，南側に40cmの盛土をおこないますが，境界にはフェンス及び畦畔を設置し，周辺の農地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については，申請地南側に調整池を設け，地下浸透させ，更に，越流が発生したものは，東側の側溝へ放流します。

雨水排水については，周囲に，被害を及ぼさないよう万全な排水対策をおこなうよう指導したところです。

パネル高も2.2mとし，日照通風等支障を及ぼさないように計画されています。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

議長 以上報告をおわります。

ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか

3番（俵積田広昭） 整理番号20号について19ページをみてください。

南側は，盛土を40cmくらいしてあるということですが，

西側が50mほど崖になっています。去年の大雨の時，雨水が大量に流れてきて，困りました。今も雨が降ると雨水が大量に流れこんできます。

西側に一段でもブロックを積んでもらうよう指導していただけないでしょうか。

議長 調査委員，現況の説明をお願いします。

5番（鮫島委員） 現況は確かに，西側に勾配がついています。

それを解消する為に，切り盛りを行い，東側の公道の方に勾配をつけるように計画しています。

議長 事務局も調査員も40cmの盛土という報告だったのですが，17ページの土羽張芝

工75cmとの整合性はありますか。

事務局説明をお願いします。

事務局 この土羽については、東側の排水について、東側の道路に流出しないための対策での被害防除計画になっています。

議長 再度お聞きしますが、調査委員の40cmの盛土は、西側・北・南・東側はどうなっていますか。

5番（鮫島委員） 現況で一番低い部分は、山林に接する北側と西側のあたりだったと思います。

議長 地形からいくと北側が高くなっているのではないですか。

5番（鮫島委員） 19ページの図でいいますと、東側の公道に接している北側が高くなっているのです、こちらを切土をして、その下の公道に接している南側に盛土をし、全体的に勾配を東側の道路の南側の方に持っていき、南側の調整池に排水をもっていく計画だと思います。

議長 事務局の方では確認が取れていますか。

75cmの土羽張芝工とだけ記載されていますが、そのあたりはどのようになっていますか。

事務局 申請地から流れる水に対しては、土羽を設置することで対応するということが、西側については、山林に流れないように若干高くなっていたので、申請地から水が流れ出るということはないのかなど、その時は確認したところでした。

西側からの雨水流出の恐れがあるというご指摘だと思いますので、そのことに対しては、ブロック等の設置又は土羽の整備をするということで、再度指導したいと思います。

議長 そのようなことでよろしいでしょうか。

3番（俵積田広昭） はい。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

議長 ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号17号から20号までの4件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 （利用権設定）

日程第5号議案第28号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書の20ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号58 - 1号から60号まで利用権設定を受ける者 ○○○○さん外2名、利用権設定をする者 ○○○○さん外3名で設定面積は、畑が7筆で5,050㎡です。

(所有権移転)

次に所有権移転です。

整理番号7号、譲渡人は南九州市の ○○○○さん、譲受人は緑町の ○○○○さん。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で642㎡です。

整理番号8号、譲渡人は茅野町の ○○○○さん、譲受人は茅野町の○○○○さん。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は1筆で2,398㎡です。

整理番号9号、譲渡人は兵庫県の ○○○○さん、譲受人は別府東町の ○○○○さん。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は4筆で7,319㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号58号1から60号までについて、並びに所有権移転の整理番号7号から9号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第28号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号、議案第29号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

議案書の22ページからになります。

最初のページには、平成31年3月1日現在の「農業の概要」「農業委員会の現在の体制」が記載してありますのでお目通しください。

次のページ「担い手への農地の利用集積・集約化」については、1の現状及び課題として平成31年3月現在の数値を記載してあります。

農地面積 1,490ha に対し、集積面積は 957.5ha で集積率は 64.3%となっています。

2の令和元年度の目標及び実績につきましては目標面積 987ha に対し、実績が 932.3ha であり達成率は 94.5%となっています。

3の目標の達成に向けた活動につきましては、委員の皆さんに行ってもらっている利用権の戸別訪問、貸したい借りたい総点検について記載してあります。

4の目標及び活動に対する評価につきましては、概ね達成されたと判断いたしました。

次のページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。

1の現状及び課題では、平成28年度から30年度までの新規参入状況を記載してあります。

各年度ともそれぞれ1経営体以上の新規参入がありましたが、4件のうち2件は参入当初に農地の取得は行われていません。

これは、借入農地の耕作環境等が悪く、希望面積の確保が難しいと考えられ、今後の課題といたしました。

2の令和元年度の目標・実績につきましては新規参入1経営体、取得面積2haの目標に対し1経営体の参入と0.8haの実績となりました。

3, 4につきましては活動実績と、その活動に対する評価を記載してあります。農地の確保のほか新規参入への支援措置等の情報提供や就農相談を行なうなど、新規参入者の確保に向け活動を強化していく必要があると考えています。

次のページ「遊休農地に関する措置」についてです。

1の現状及び課題としまして、管内農地面積 1,589ha, そのうち遊休農地面積は 99.7ha で全体の 6.3%となっています。課題は記載とおりです。

2の令和元年度の目標及び実績につきましては目標面積 25ha に対し、実績 7.3ha であり、達成率 29.2%となっています。

8月～9月に実施した利用状況調査による現状把握や所有者の意向確認、農地のあっせん等を実施していますが、十分な効果が発揮できているとは言えない状況です。

次のページ「違反転用への適正な対応」につきましては、農地利用状況調査や、農業委員の皆さんによる農地パトロールなどにより違反面積の増加はありませんでした。

27ページに「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について記載してあります。

1の農地法第3条に基づく許可事務につきましては、年間処理件数7件

2の農地転用に関する事務につきましては、年間処理件数は56件で、いずれも問題なく処理されています。

28ページの3の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内23法人中、4法人から報告書が未提出でした。

4の情報の提供等のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象件数298件、公表時期は令和2年3月、情報の提供方法は、市のホームページに掲載、広報紙へのチラシ折り込みを実施しています。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象件数は1,133件、取りまとめ時期は令和2年3月、情報は公開せず県への報告のみ実施しました。

農地基本台帳の整備につきましては、整備対象農地面積1,976.94haで権利移動の入力、利用状況調査の入力をおこなっています。

29ページの「地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処方法」につきましては、特にありませんでした。

「事務の実施状況の公表等」につきましては、総会議事録と活動計画の点検・評価についてHPで公表しています。

以上で令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

議長 28ページの農地所有適格法人からの報告への対応で、督促するが報告なしの対応が、引き続き報告を求めていくとあるのですが、報告のないままだと何かペナルティー等あるのでしょうか。

事務局 罰則等はないのですが、報告は義務になっておりまして、その義務を履行していただくために、引き続き督促をしていきます。

議長 4法人となっているのですが、どのような理由で提出がないのですか。

事務局 督促等を出すのですが、法人の申告忘れが多いです。

議長 引き続き報告を求めていってください。

他にはありませんか。

14番(桑原委員) 管内の農地面積は、1,490haとなっているのですが、25ページの上には、管内の農地面積1,589.7haとあるのですが、ここはどうなっているのですか。1,490haで統一するのではないですか。

事務局 この様式につきましては、国から示された様式でこのような表記になっていますが、25ページの遊休農地の農地面積、ここにつきましては、通常の使用しています1,490haプラスB欄の99.7haと合算した数字で表記するようにと指示がありまして25ページのみ表示としては管内の農地面積ということですが、この欄だけ遊休農地を含んだ数値の表記になっております。

議長 25ページの※1で農地法の関係上説明してございますので、参考にしてください。

他にありますか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第30号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明いたします。議案書の30ページからになります。

1の農業委員会の状況につきまして農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制を記載してあります。

次のページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、委員の皆さんの戸別訪問による利用権の設定や貸したい・借りたい総点検による出し手・借り手の意向を把握し農地の集積化を図っていこうとするものです。目標を23.7ha増の956haと設定しています。

Ⅲの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、就農相談や支援措置等について、農政課・農協など関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

次のページ「遊休農地に関する措置」につきまして  
現状は令和2年3月現在、管内農地面積1582.2haのうち遊休農地面積が92.2ha、5.8%を占めています。

今年度の目標を28haと設定し遊休農地の解消を図っていこうとするものです。

活動計画は例年同様、利用状況調査・意向調査を実施していきたいと考えています。

次の「違反転用への適正な対応」につきましても、これまで同様、農地パトロールや広報による周知を継続し違反転用防止に努めようとするものです。

以上、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前10時30分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 眞茅 文男 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 楠 義文 \_\_\_\_\_